

太田川学園生活介護事業所重要事項説明書

1 サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人三矢会
所在地	広島県広島市安佐南区伴東三丁目 16-1
電話番号	(082) 848-0130
代表者氏名	理事長 内 田 健 二
設立年月	昭和 43 年 4 月 1 日

2 利用施設

事業所の種類	指定生活介護事業所 平成 19 年 4 月 1 日指定
事業所の名称	太田川学園生活介護事業所
事業所の所在地	広島県広島市安佐南区伴東三丁目 16-1
連 絡 先	電話番号 (082) 848-0130 ファクシミリ (082) 848-0810
管 理 者	園 長 椿 本 晴 久
サービス管理責任者	支援課長 大 濱 正 義
サービスの実施地域	限定なし
主たる対象者	知的障害者
定 員	70 名
開設年月日	平成 19 年 4 月 1 日
事業所番号	3410200590

3 サービスの目的・運営方針

目 的	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所通所により給食、介護サービスや訓練、創作活動、生産活動等必要な支援をする。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつきめの細かな生活介護サービスを提供する。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

(生活介護棟)

建物	構造	鉄骨造 2階建て
	延べ面積	943.27 m ²
	利用定員	50名
敷地面積		26,028.58 m ²

(デイサービス棟)

建物	構造	鉄筋コンクリート造 4階建て1階部分
	延べ面積	450.92 m ²
	利用定員	20名
敷地面積		26,028.58 m ²

(2) 主な設備

当施設では、次の施設・設備を御利用いただくことができます。

これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害者支援施設に設置が義務付けられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別に御負担いただく費用はありません。

(生活介護棟)

設備の種類	1 階		2 階		備 考
	室数	面 積	室数	面 積	
食 堂	1室	120.00 m ²	室	m ²	キッチンを含む。
ラウンジ・プレイルーム	1室	145.52 m ²	室	m ²	
作業室	2室	82.50 m ²	2室	76.50 m ²	
利用者更衣室	1室	16.79 m ²	室	m ²	
浴 室	室	m ²	1室	9.79 m ²	脱衣室を含む。
男子便所	1室	8.80 m ²	1室	8.80 m ²	
女子便所	1室	9.49 m ²	1室	9.49 m ²	
車椅子便所	1室	4.21 m ²	1室	4.21 m ²	
洗濯室	1室	8.38 m ²	1室	2.12 m ²	
支援員室	1室	24.43 m ²	室	m ²	
医 務 室	1室	23.40 m ²	室	m ²	収納を含む。
園 長 室	室	m ²	1室	23.40 m ²	収納を含む。
職員更衣室	室	m ²	1室	8.26 m ²	

職員便所	室	m ²	2室	16.80 m ²	
倉庫・用具入	3室	23.75 m ²	2室	8.00 m ²	
エレベータ	2室	13.35 m ²	2室	13.35 m ²	
廊下・ブリッジ	室	88.55 m ²	室	119.00 m ²	
階段・階段室	室	20.70 m ²	室	37.22 m ²	
玄関	室	9.00 m ²	室	m ²	
機械室外	室	3.73 m ²	室	3.73 m ²	
計		602.60 m ²		340.67 m ²	943.27 m ²

(デイサービス棟)

設備の種類	室数	面積	備 考
相談室	1室	15.30 m ²	
更衣室	1室	7.34 m ²	
日常生活訓練室	1室	70.73 m ²	作業室と兼用
食堂	1室	53.81 m ²	
調理室	1室	17.57 m ²	
浴室	1室	34.78 m ²	
重介護室	1室	23.72 m ²	
脱衣室	1室	25.90 m ²	
脱衣室内便所	1室	5.30 m ²	
便所	3室	30.32 m ²	
前室	1室	2.64 m ²	
休養室	1室	9.80 m ²	
事務室	1室	14.72 m ²	
玄関・廊下等		138.99 m ²	
計		450.92 m ²	

5 サービス提供担当職員の設置状況

調理員については、(株)豊平福祉農園に業務委託しています。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	省令による基準
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	1
サービス管理責任者	1	1				1	1

看護師	1		1			0.12	14.33
生活支援員	22	14	2	5	1	15.56	
栄養士	1		1			0.12	
調理員	業務委託						

注 1 「常勤換算」とは、職員それぞれの週当たりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週当たり 40 時間）で除した数です。

2 各職種の勤務体系

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	8 : 00～17 : 00
サービス管理責任者	8 : 00～17 : 00
看 護 師	8 : 00～17 : 00
生活支援員	日 勤 8 : 00～17 : 00
栄 養 士	日 勤 8 : 00～17 : 00

3 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日

(国民の祝日及び12月29日から1月3日の間は休業)

活動時間： 午前9時30分から午後15時30分まで

6 サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて支援します。 ・ 入所者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。 ・ 社会経済活動に参加できるようにするため心身の状況に応じて支援します。 ・ 入所者が自立して社会生活を営むことができるよう、作業活動を行います。 ・ 将来、地域において潤いのある質の高い生活を送ることが

	できるための支援を行います。生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。
介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
創作的活動	創作的活動の機会を提供します。
生産活動	軽作業等の生産活動の機会を提供します。
送迎サービス	希望により車椅子対応車両による送迎を行います。

(2) 給付費対象外サービス内容

種 類	内 容
食 事	栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 (食事時間) 昼食 (12 : 00～)
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業所では、必要な教養娯楽施設を整えるとともに、施設での生活の充実を図るため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・ 日常生活を活発化するためのレクリエーション・作業 ・ 月1回の誕生会 ・ 行政機関に対する手続が必要な場合には、施設が代行し、利用者及び家族に報告します。

(3) その他

種 類	内 容
サービス提供記録の保管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の終了後契約書に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日9時から17時まで

7 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担又は利用者負担額といいます。）

なお、定率負担又は利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証を御確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

次のものについては、料金(実費等)をいただきます。

項目	日 額	標準月額
① 食事代（昼 食）	650 円	14,300 円
* 低所得者の軽減措置が適用される方は食材料費分のみの負担	250 円	5,500 円
② なめらか食代（誤嚥を防ぐために必要とされる方で、食事代とは別途になります。）	1 食付	50 円
③ 日常生活品の購入 （下着等の被服費及び歯ブラシの日用品費）	実 費	
④ 理容・美容等	実 費	
④ その他日常生活上必要となる諸経費, 特別のサービス (利用者の選択により提供するサービス)	別 表	

- 注 1 食事が不要な場合は、前日の13時までにお申し出ください。
食事の追加は、次の時間までに申し出ていただければ可能です。
昼食一当日の10時まで、
- 2 標準月の日数は、22日です。

(3) 利用者負担額の上限管理

利用者負担上限額を超えることが見込まれるときは、利用者負担の上限管理を行います。

(4) 利用者負担金の支払方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月の15日までに請求します。
請求月の25日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

- | |
|--|
| ① 現金支払
② 次の指定口座への振込み
振込み口座： 広島銀行沼田支店 (普) 1196057
太田川学園生活介護事業所 園長 椿本晴久 |
|--|

8 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8時から午後5時までです。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。ただし、市町及び関係機関から情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による。）に基づき情報提供します。

9 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

- (1) 当事業所における苦情及び虐待防止に関する相談の受付

当事業所相談窓口	窓口担当者 太田川学園相談支援事業所 所長 一丸善樹 御利用時間 9：00～17：00（土日祝祭日を除く。） 電話番号 (082) 848-0130 第三者委員 岡田孝章 安佐南区大塚西七丁目1-33 082-849-1511 田中豊實 学校法人武田学園理事 東広島市西条町大字西条531-1 082-423-6292 中村武雄 一般社団法人尚志会常務理事 西区三滝町23-19 082-230-1777
----------	--

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

広島県健康福祉局 障害者支援課	所在地 広島市中区基町10-52 電話番号 (082) 228-2111
広島市健康福祉局 障害自立支援課	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6-34 電話番号 (082) 245-2111
広島県社会福祉協議会 広島県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 (082) 254-3419

10 協力医療機関

(1) 嘱託医

診療科	名称	院長名	所在地	電話
内科	伊藤内科医院	伊藤 仁	安佐南区伴中央四丁目7-10	848-6111
精神科	安佐病院	檜山俊夫	安佐南区八木五丁目15-1	873-2022
歯科	おりづる歯科医院	川本博也	広島市安佐南区川内五丁目10-20	870-8102

(2) その他各科のかかりつけの医療機関

診療科	名称	電話	診療科	名称	電話
内科	沼田診療所	848-4486	眼科	藤武眼科	848-8080
精神科	賀茂精神医療センター	0823-82-3000	耳鼻咽喉科	田代耳鼻咽喉科医院	878-2486
	わかば療育園	082-428-6672	皮膚科	こころ皮ふ科クリニック	849-5477
	なかむら神経内科・メンタルクリニック	221-3332	泌尿器科	井口医院	815-1777
外科	金尾医院	872-5577	総合病院	広島市民病院	221-2291
整形外科	佐々木整形外科クリニック	848-1030		広島大学病院	257-5555
産婦人科	井上産婦人科クリニック	848-7010		広島共立病院	879-1111
歯科	広島大学病院	257-5788		広島市立安佐市民病院	815-5211

11 非常災害時の対策

非常時の対応	・ 別途定める太田川学園消防計画により対応します。
防災設備	・ 自動火災報知器 あり ・ 誘導灯 あり ・ 非常通報装置 あり ・ スプリンクラー あり

	<ul style="list-style-type: none"> カーテン等は防炎性のあるものを使用しています。
平時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> 別途定める太田川学園消防計画にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
消防計画等	<ul style="list-style-type: none"> 消防署への届出日：平成26年2月1日 防火責任者：竹 迫 努

12 当施設御利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者は、必ず職員に声をかけてください。
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した御利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> 全館禁煙です。
貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none"> 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理の難しい利用者については、預かり金管理サービスを御利用ください。
宗教活動 政治活動 営利活動	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は、御遠慮ください。

(別表)

その他日常生活上必要となる諸経費、特別のサービス
(利用者の選択により提供するサービス利用料金)

次のサービス等を希望される場合には、所定の料金をいただきます。

項 目	料 金
① 自由参加によるクラブ活動の材料費及び諸経費	実 費
② 本人の希望による特別食の費用 (特別料理等)	実 費
③ 器物破損の弁償	いただくことがあります。
④ 旅行等において職員の同伴が求められた場合の職員分経費	実 費
⑤ 外注クリーニング費用	実 費

⑤ 定期健康診断に含まれない検査費用(血液検査。心電図ほか)	実 費 (希望者のみ)
--------------------------------	-------------

平成 年 月 日

指定障害福祉サービス太田川学園生活介護事業所のサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：太田川学園生活介護事業所

説明者 職 名：

氏 名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス太田川学園生活介護事業所のサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所：

氏 名： 印

代理人 住 所：

氏 名： 印

続 柄：